



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1291 地籍調査の成果の認証 (地域づくり課)
- 1292 " (")
- 1293 " (")
- 1294 " (")
- 1295 " (")
- 1296 " (")
- 1297 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)
- 1298 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 1299 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 1300 森林病害虫等防除法に基づく薬剤による防除命令 (森林整備課)
- 1301 都市計画事業の認可 (都市政策課)

告 示

和歌山県告示第1291号

和歌山県紀の川市名手上の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年12月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成16年4月19日から平成17年12月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市名手上の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市名手上の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年11月27日

和歌山県告示第1292号

和歌山県紀の川市西野山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4

項の規定により公告する。

平成21年12月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成16年4月19日から平成17年12月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市西野山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市西野山の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年11月27日

和歌山県告示第1293号

和歌山県紀の川市東野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年12月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成21年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市東野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市東野の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年11月27日

和歌山県告示第1294号

和歌山県紀の川市西川原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年12月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市

- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成21年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市西川原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市西川原の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年11月27日

和歌山県告示第1295号

和歌山県日高郡日高町大字池田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年12月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高町
- 2 調査を行った時期
平成19年5月1日から平成21年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高町大字池田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高町大字池田の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年11月27日

和歌山県告示第1296号

和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年12月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成19年5月1日から平成21年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区の地籍図及び地籍簿

籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年11月27日

和歌山県告示第1297号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年1月4日まで縦覧に供する。

平成21年12月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成21年10月30日
- 2 名称
特定非営利活動法人いぶき福祉会
- 3 代表者の氏名
谷口智栄
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県伊都郡九度山町九度山1547番地-1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障がい者等の社会的弱者はもちろん、その方々に関わる人々を中心とした広く一般県民を対象として、生き活きとした活力のある人生を過ごす為に、身上・福祉・自立等の相談支援、情報提供、福祉サービスの提供、地域・社会参加を支援する活動、人としての当たり前の生活の保障や地域の一員としての普通の生活の保障を支援する活動を通じて、真のノーマライゼーションの実現を目指すと共に広く人権擁護の推進と福祉の増進に寄与する事を目的とする。

和歌山県告示第1298号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年12月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012125054	南高梅の会	日高郡みなべ町芝222-1	就労継続支援A型	特定なし	特定非営利活動法人南高梅の会	日高郡みなべ町晩稲849番地	平成21.12.1	平成27.11.30

和歌山県告示第1299号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）VIVO和歌山
和歌山市美園町五丁目61番地先無番地
- 2 意見の概要
（1）騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努めてください。
なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。
（2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守し、廃棄物の減量化に努めてください。
また、ごみ集積場は適正な規模を確保し、効率的な収集を行うよう配慮のうえ、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
（3）積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう努めてください。
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成21年12月8日から平成22年1月8日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1300号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成21年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 区域及び期間
（1）区域
串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県森林整備課、東牟婁振興局、串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）
（2）期間
平成21年12月29日から平成22年3月31日まで
- 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

- 3 行うべき措置の内容
森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に樹幹注入薬剤による防除を実施すること。
- 4 命令をしようとする理由
1の（1）に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 5 その他必要な事項
（1）3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
（2）3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合は、この限りでない。
（3）3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
（4）知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
（5）知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

和歌山県告示第1301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画公園事業 3・3・13 紀和駅前公園
- 3 事業施行期間
自 平成21年12月8日

至 平成27年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

和歌山市中之島字中新田、中之島字東垣内、宇治家裏

(2) 使用の部分

和歌山市中之島字中新田、中之島字東垣内、宇治家裏